

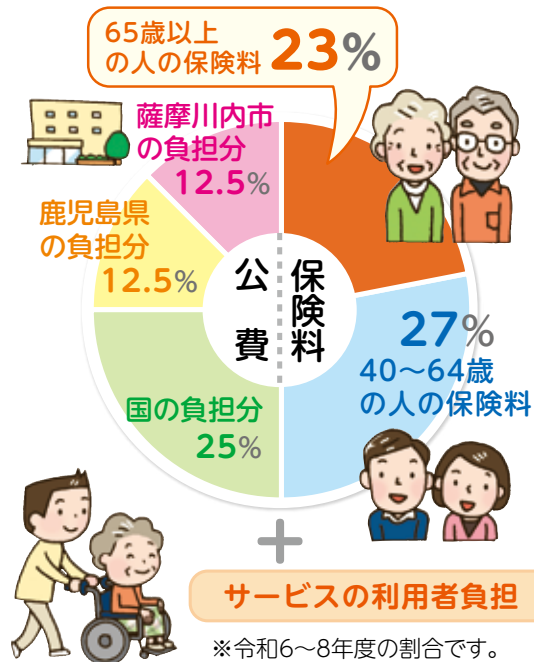
介護保険料は大切な財源です

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の人が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度からは第9期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源



介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得に応じて段階的に決まります。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に設定されています（保険料段階は中面をご覧ください）。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{薩摩川内市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{薩摩川内市の65歳以上の人数}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

基準額は市区町村ごとに異なります

市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにもとない基準額も異なっています。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ

9月分から

10月2日生まれ

10月分から



65歳になる年度の保険料について

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。

65歳

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

介護保険料を納めないでいると

災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん **全額自己負担**しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん **全額自己負担**し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、**一部または全部が一時的に差し止められます**。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、**利用者負担が引き上げられます**。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。



これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなくなりません。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

災害など特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合がありますので、担当窓口までご相談ください。

介護保険料 Q&A



Q 介護保険のサービスを利用していても、保険料を納めるのですか？

A

介護保険は支え合いの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、原則として40歳以上の方は全員保険料を納めなければなりません。



Q 保険料は、どのようにして納めるのですか？

A

介護保険の保険料の納め方は、原則として年金から納めることになっています（くわしくは中面をご覧ください）。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



65歳以上のみなさんへ

令和7～8年度

介護保険料のしおり



薩摩川内市 高齢・介護福祉課
☎0996-23-5111

UD FONT by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE GEL INK

禁無断転載©東京法規出版 1782645

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。